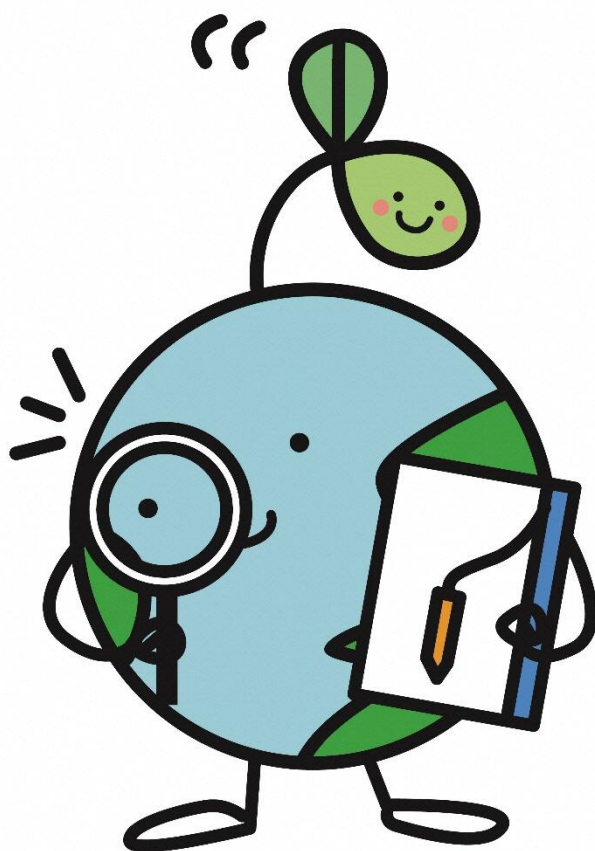


ZEH 導入支援事業補助金
募集案内（令和8年度）



福島県生活環境部環境共生課

令和8年7月

1 事業の目的

福島県内に ZEH 又は ZEH+の基準を満たした戸建住宅を新築若しくは購入、又は既存住宅を ZEH 水準に改修する費用を一部支援することで、県内の環境配慮型住宅の普及拡大を図ることを目的としています。

2 募集概要

【募集対象事業】

国が実施する「令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）（以下「国 ZEH 補助金」という。）」を活用して、ZEH 又は ZEH+を新築若しくは購入し、又は既存住宅を ZEH 水準に改修していること（いずれも戸建に限る）。

【募集戸数】

90戸

【募集期限】

募集期限は、令和9年2月26日（郵送の場合は当日必着）とします。

ただし、申請の受理件数が募集戸数の上限に達した場合は、期限前であっても募集を終了することがあります。

【募集方法】

申請は先着順で受け付けます。提出書類に不足または不備がある場合は、不足・不備が解消された時点での受付となります。

【申請書の提出方法及び提出先】

郵送（簡易書留・特定記録・レターパック等、配達確認可能な方法）又は持参により、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）本部に提出してください。

窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。

※電子メールによる提出は受け付けていません。

事業所名	住所	連絡先
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118

※上記のほか詳細につきましては、3ページ以降を十分にご確認ください。

3 補助金の交付対象者

次の（１）～（３）の全ての要件を満たすものとします。

- （１） 県内に自ら常時居住するために、次の A 又は B のいずれかの要件を満たすこと。
 - A 国 ZEH 補助金の公募要領＜個人申請編＞で補助対象となっている新築戸建 ZEH 又は ZEH+を建設又は購入している
 - B 国 ZEH 補助金の公募要領＜ZEH リノベ＞で補助対象となっている、既存戸建住宅の ZEH 水準への改修を行っている
- （２） 国 ZEH 補助金の額確定通知を令和 9 年 2 月 19 日までに受けていること。
- （３） 県税の未納がないこと。

次のいずれかに該当する者は、交付申請者になれません。

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- （２） 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- （３） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- （４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- （５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- （６） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 補助額

1 戸当たり 10 万円

5 事業の流れ

時期	センター	交付申請者
		国 ZEH 補助金の額確定通知受領
～令和 9 年 2 月 26 日 （交付申請書の受理数が募集戸数に達した時点で募集は終了）		①交付申請書をセンター本部に提出（書類に不備がある場合は、受理しません。）
	②申請書の審査 ③交付決定通知書兼額確定通知書の送付	通知書の内容確認
別途指示のあった日まで		④交付請求書を提出
～令和 9 年 3 月 31 日	⑤補助金の支払い	

6 手続きについて

① 交付申請書の提出

本補助金の申請は、先着順で受け付けます。
提出先及び提出方法は、上記 2 のとおりです。

なお、提出書類に不足又は不備がある場合は、解消された時点で受理可能となりますが、その時点で募集戸数に達している場合又は募集期限を過ぎている場合は、受理できませんので、ご注意ください。

センターから不足・不備が示された場合には、速やかに補正等を行なってください。

＜同日に受理した交付申請書が募集戸数を上回った場合の取り扱い＞

同日に複数の交付申請書を受理した結果、募集戸数を上回ることになった場合は、受理した時刻の早い順に募集戸数に達するまで交付決定手続きを行います。

なお、同時刻に受理した申請書が複数ある場合は、当該申請者を対象に抽選を行い、当選者の交付申請を有効とします。

【ア 交付申請書の提出期限】

募集期限は、令和9年2月26日（郵送の場合は当日必着）とします。

ただし、交付申請書の受理数が募集戸数に達した時点で、募集は終了となります。
募集終了は、県環境共生課ホームページでお知らせします。

【イ 提出書類】

- (1) 交付申請書（取扱要領第1号様式）
- (2) 添付書類

【添付書類一覧】

申請書には以下の書類を添え、センターへ提出してください

- (1) 国 ZEH 補助金の額確定通知書の写し
- (2) 工事請負契約書（新築住宅の場合）又は売買契約書（建売住宅の場合）
※ 契約書は申請者が契約者となっているものに限る。
- (3) 県税に未納がないことの証明書（原本）
※ 交付申請日3か月前以内のものに限る。
福島県地方振興局県税部で交付しています。
市町村の納税証明書は使用できませんのでご注意ください。

【ウ 提出方法及び提出先】

郵送又は持参（電子メールによる提出は受け付けていません）

申請書の提出先はセンター本部です。

提出書類に不備がない場合は、受け取り日が受理日となり、不備がある場合は不備が是正された日が受理日となります。

- ・持参の場合 窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。土日、祝日のほか、8月13日～14日、12月29日～1月3日は休業ですので、ご注意ください。

- ・郵送の場合 封筒に「ZEH 導入支援事業交付申請書在中」と記載し、下記住所まで郵送してください。郵送の場合、センターに到達した日が受け取り日になります。
募集期間の最終日は、当日必着です。

(送付先)
〒960-8061
福島市五月町4-25 福島県建設センター4階
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部

② 審査

センターは、①の交付申請に基づき内容の審査を行います。

③ 交付決定及び額の確定

上記②の審査の結果、申請が受理されたときは、交付申請者に対し、交付決定通知書兼額確定通知書により通知します。

④ 請求書の提出

センターが別途指定する日までに、交付請求書をセンター本部まで提出してください。

【ア 提出書類】

- (1) 交付請求書（取扱要領第3号様式）
- (2) 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）

【イ 提出方法】

郵送又は持参（電子メールによる提出は受け付けていません）

- ・持参の場合 窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。土日、祝日のほか、8月13日～14日、12月29日～1月3日は休業ですので、ご注意ください。
- ・郵送の場合 封筒に「ZEH 導入支援事業 交付請求書在中」と記載し、下記住所まで郵送してください。

(送付先)
〒960-8061
福島市五月町4-25 福島県建設センター4階
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部

⑤ 補助金の支払い

センターは、交付請求書を受理した後、交付申請者に補助金を交付します。

7 事業の実施後の留意事項

(1) 財産の処分等

交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（要領第9条）

(2) 調査等への協力

交付申請者が補助金の交付を受けた場合は、県が効果検証のために実施する調査に協力していただきます。また、県は、調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができます。

（要領第12条）

8 問い合わせ先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業部

〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター4階

電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160

E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp